

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 2 6 年法律第 4 5 号		
手続名	社会福祉法人の定款変更の認可	根拠条項	第 4 5 条の 3 6 第 3 項において準用する 第 3 2 条		
審 査 基 準	<p>平成 1 2 年 1 2 月 1 日付け障第 8 9 0 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成 1 2 年 1 2 月 1 日付け障企第 5 9 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局企画課長・老人保健福祉局計画課長・児童家庭局企画課長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領に基づいて行う。</p>				
受付 機関	障害福祉課	処理 機関	障害福祉課	交付 機関	障害福祉課
				標準処理期間	2 0 日
				標準経由期間	日
					目次